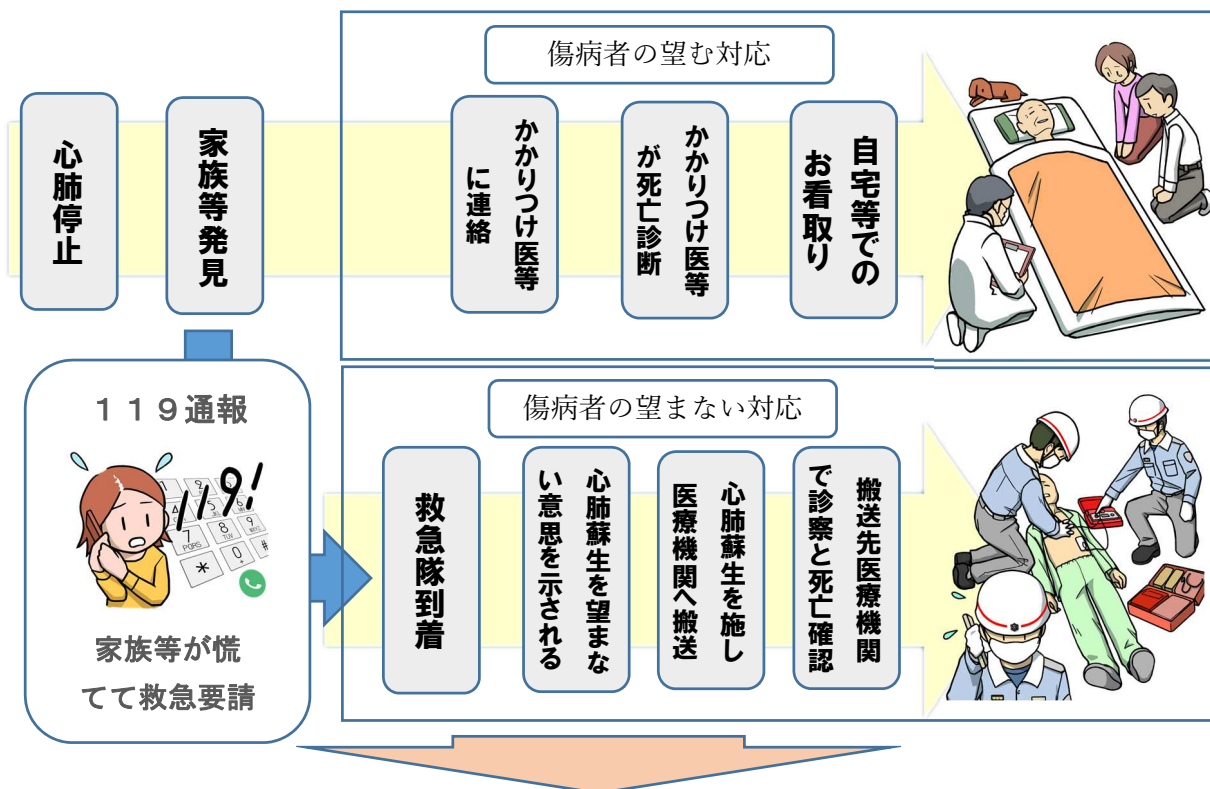


心肺蘇生を望まない傷病者への対応について

現 状

人生の最終段階にある傷病者が、家族や医師等と話し合い（ACP：愛称「人生会議」）自宅での看取りなどの意思を固めていても、慌てたご家族等から救急要請があった場合、救急隊は救命を主眼に心肺蘇生を施し医療機関へ搬送することになり、現行の体制では傷病者の意思に沿うことができません。



東三河地区の救急隊は、可能な限り傷病者の意思を尊重できるよう、愛知県救急業務高度化推進協議会が示す活動ガイドラインに沿って、以下の対応を行うことといたしました。

運用の要件

- 1 ACPが行われている心肺停止状態であること
- 2 傷病者が人生の最終段階にあること
- 3 傷病者本人が「心肺蘇生を望まない意思」があること
- 4 傷病者本人の意思決定に際し想定された症状と現在の症状が合致すること

救急現場で上記の要件が確認でき、救急隊から「かかりつけ医等」に連絡が取れた場合、心肺蘇生を中止し、「かかりつけ医」又は「家族等」に傷病者を引き継ぐことといたします。

運用の流れ

心肺停止の確認 → 心肺蘇生等の開始

【初動の対応】

- 心肺停止を確認したら、すみやかに心肺蘇生等を開始します。
- ※ かかりつけ医師からの心肺蘇生の中止指示があるまでは心肺蘇生を継続します。

家族等から傷病者本人が「心肺蘇生の実施を望んでいない」ことを示される

【傷病者本人の意思確認】

- 救急隊から積極的な意思確認は行いません。
- 傷病者本人とかかりつけ医で交わした「書面」の提示。現場で書面が確認できない場合、かかりつけ医に書面（カルテ含む）の存在の確認ができること。
- 書面が家族のみで作成され、かかりつけ医の署名がない場合は、傷病者の意思を確認できる書面としません。
- ※ 心肺蘇生等の継続を求める家族等がいる場合は、「書面」による傷病者本人の意思表示の提示がされた場合であっても、通常的心肺蘇生を継続し医療機関に搬送します。

救急隊からかかりつけ医に連絡する

【救急隊からの確認項目】

- 傷病者が人生の最終段階にあること
- 傷病者本人が「心肺蘇生の実施を望んでいない」こと
- 傷病者本人の意思決定に際し想定された症状と現在の症状が合致していること

かかりつけ医からの心肺蘇生の中止指示と引き継ぎ

【引き継ぎの要件】

- かかりつけ医に引き継ぐ場合
かかりつけ医が40分程度で現場に到着する場合は、かかりつけ医に引き継ぐ。
- 家族等に引き継ぐ場合
かかりつけ医が12時間程度で現場に到着でき、その旨を家族等が了解し「同意書」の署名を得ることができる場合は、家族等に引き継ぐ。
- ※ 上記すべてを満たし、かかりつけ医から心肺蘇生の中止指示が出た場合、救急隊は心肺蘇生を中止します。